

## 1 事業名

所沢市保育園等運営審議会条例等の一部改正

## 2 事業の概要

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正がされたため、所要の改正を行うものである。

### 【改正条例】

- ・所沢市保育園等運営審議会条例
- ・所沢市立松原学園条例
- ・所沢市立かしの木学園条例
- ・所沢市子ども・子育て会議条例

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を行っている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

児童福祉法、子ども・子育て支援法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

## 議案第25号 所沢市保育園等運営審議会条例等の一部を改正する条例

### ◎所沢市保育園等運営審議会条例の一部改正（第1条関係）

（所掌事務）

#### 第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、法第72条第1項第1号から第3号までに掲げる事務に係るものについては、審議会の所掌事務としない。

（所掌事務）

#### 第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、法第77条第1項第1号から第3号までに掲げる事務に係るものについては、審議会の所掌事務としない。

### ◎所沢市立松原学園条例の一部改正（第2条関係）

（利用者負担金）

第7条 前条第3項の規定による承認に基づき松原学園を利用する障害児の通所給付決定保護者は、次に掲げる額を合計した額を利用者負担金として納期限までに納入しなければならない。

(1) 松原学園に係る法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援に通常要する費用（同項に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）。ただし、法第21条の5の7第11項の規定により松原学園が通所給付決定保護者に代わり法第21条の5の3第2項の規定により算定された額を受領するときは、その額を控除した額とする。

(2) 略

2 略

（利用者負担金）

第7条 前条第3項の規定による承認に基づき松原学園を利用する障害児の通所給付決定保護者は、次に掲げる額を合計した額を利用者負担金として納期限までに納入しなければならない。

(1) 松原学園に係る法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援に通常要する費用（同項に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）。ただし、法第21条の5の7第11項の規定により松原学園が通所給付決定保護者に代わり法第21条の5の3第2項の規定により算定された額を受領するときは、その額を控除した額とする。

(2) 略

2 略

◎所沢市立かしの木学園条例の一部改正（第3条関係）

（利用料金）

第9条 第7条第3項の規定による承認に基づきかしの木学園を利用する障害児の通所給付決定保護者は、次に掲げる額を合計した額を利用料金として納期限までに納入しなければならない。

(1) かしの木学園に係る法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援に通常要する費用（同項に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）。ただし、法第21条の5の7第11項の規定によりかしの木学園が通所給付決定保護者に代わり法第21条の5の3第2項の規定により算定された額を受領するときは、その額を控除した額とする。

(2) 略

2 略

◎所沢市子ども・子育て会議条例の一部改正（第4条関係）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、所沢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき市が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

（利用料金）

第9条 第7条第3項の規定による承認に基づきかしの木学園を利用する障害児の通所給付決定保護者は、次に掲げる額を合計した額を利用料金として納期限までに納入しなければならない。

(1) かしの木学園に係る法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援に通常要する費用（同項に規定する通所特定費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）。ただし、法第21条の5の7第11項の規定によりかしの木学園が通所給付決定保護者に代わり法第21条の5の3第2項の規定により算定された額を受領するときは、その額を控除した額とする。

(2) 略

2 略

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、所沢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあっては、法律又は他の条例に基づき市が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。